

デジタル・アーカイブのライセンス ング：クリエイティブ・コモンズ・ ライセンスの意義と拡大適用問題

渡辺智暁

慶應大学／GLOCOM／コモンズフィア（クリエイティブ・コモンズ・ジャパン）／オープン・ナレッジ・ジャパン

2018.11.22. 於：東京大学 福武ホール

本日の構成

1. オープン化の重要性
2. CCライセンス
(デザイン上学べる点、優位性)
3. 拡大適用問題
(PDの扱い)
4. 権利問題

自己紹介とお断り

- ・ ICT政策と情報社会の研究者

- ・ オープン化*、デジタルファブ、豊かさ

*従来よりも多く・多様な主体がxに関われるようになる

- ・ 百科事典の編纂、画像・動画コンテンツの制作、ボカロ音楽、データ利用、モノづくり…

- ・ 法曹資格者ではありません

- ・ 発表・発言内容は所属・関連組織の公式見解などではありません

本日の構成

1. オープン化の重要性

2. CCライセンス

(デザイン上学べる点、優位性)

3. 拡大適用問題

(PDの扱い)

4. 権利問題

何故オープン化なのか？

- 公開する、閲覧・鑑賞できるだけではだめなのか？
 - データの場合
 - 利用できる方が何倍も価値が出せることが多い（アプリ、サービス、社内会議、等々）
 - 文化資源の場合
 - ネットでのシェアや上演など利用できる方が継承でき、文化が豊かになる
 - 映像やマンガ、歌などへの翻案が再評価のきっかけにもなる
 - パロディや舞台設定への利用も
 - 教材・学習資源の場合
 - ワークショップの素材、学習塾での活用、ネットでの解説や授業アーカイブを通じた自習・グループ学習など

※既存の著作権法では、こうした利用が困難（要連絡・交渉・許諾）

印象的な例

<http://www.nicozon.net/watch/sm29725872>

- 鳥獣戯画（のカエル）
- MMD（MikuMikuDance：3Dモデルに振付データを付して動画化できるフリーソフト）（Vocaloid系ミュージックビデオ向け）
- カエルをMMD用3Dデータに（雑誌の付録）
- ニコニコ動画やコミケなどでも活動していたユニットGARNiDELiAの楽曲「極楽浄土」
- その振付のデータ化
- ダンボール箱ビジョン（PCなどの画面で奥行き感のある映像を作る技法）
- コメントやタグも面白い
- 様々な資源の組み合わせ利用によって成立している。
- チームを作ったのコラボレーションではない。より分散・散発的な連鎖が生んだ作品。
- 個別の連絡・交渉・許諾が必要だと成立しにくい。

多くの人々が自由に利用できるようにする

- 利用者本位の提供条件
- 効果的なリーガルコミュニケーション
→必要
- 自社に最大限有利な提供条件
- トラブルを避けるために緻密に計算された、わかりにくい文書
→NG

どんな条件で提供するのがよいのか？

オープンにする

- ・ 目的や利用者の制約はしない
- ・ 条件はクレジット表記や、共有する場合のオープン性継承程度
- ・ 商業目的の利用や改変ももちろん制約しない

CCライセンスの中では、「表示」、「表示-継承」ライセンスが該当。

オープン化の失敗

※オープン化の失敗のパターン

使われないリスクは、望まれない利用をされるリスクよりかなり大きい

※懸念は望まない利用に集中しがち
オープン化

「未知の人が介入してくる余地が増える」

→「自分だけではできない素晴らしいことが実現できる」

→「災難が起きる」

他者への期待と不安

本当に大丈夫なのか…

オープンデータをめぐってあったQA

Q. ねつ造や改ざんが起こるのではないか？

A. 原典が探しやすく、検証しやすくしておくとい

Q. 政治や宗教や軍事やテロやいじめやフェイクニュースなどに使われないように、公序良俗に反する利用や、他人の生命・身体・財産・人格などを傷つける利用を禁止しては？

A1. 定義が曖昧な禁止範囲、他の資料との組み合わせ利用をややこしくする条件などは利用を萎縮させるのでNG。

A2. 禁止していても、悪意を持っている利用者は止められないので、利用条件以外の方法をとるべき

※もちろん、犯罪などへの利用を推奨するわけではない。

本当に大丈夫なのか…

Q. 望ましくない利用があった場合の、責任回避策は不要？

A. 責任を問われるべきは、利用者の側

(CCライセンスであれば) クレジット表記の
削除を求めることも可能

Q. 違法な行為に使われないように、違法な行為だけでも禁止するべきでは？

A. 違法な行為はその行為を扱う法律で裁かれるべき。

それに加えて著作権法上の侵害になるようにもしておく、という必要はない。

リーガルコミュニケーション

条件をオープンにするだけではなく、それをわかりやすく伝える

- 利用者は法律文書を読まない普通のネットユーザーも（多く）含まれる
 - 法務部や顧問弁護士のいない人・組織も
 - 特に大変な思いをするのは、組み合わせ利用をしたい人・組織
- ※たくさんの条件を比較しながら全てを満たせるかどうかを検討するのは、至難の業

本日の構成

1. オープン化の重要性
- 2. CCライセンス**
(デザイン上学べる点、優位性)
3. 拡大適用問題
(PDの扱い)
4. 権利問題

CCライセンスのデザインから学べること

- 「利用条件」のような一般名詞ではなく、固有名詞で名前がついている
- サイトやプロジェクトなどに特有の条件ではない
→多くの資源が同一の条件で使える
かつ
同一の条件で使えることが名前を見るだけでわかる。

CCライセンスの名称と識別可能性

- 略称も存在する
- アイコンでも表現される
- ライセンスの種類毎に固有のURLが割り振られている
- URLにも略称がついている

→一瞥してCCライセンスの種類がわかる

既に知っているライセンスであれば「ああ、あれのことか」とわかる

→社会全体で見ると、学習コストの大きな節約になる

CCライセンスの理解可能性

- 略称は「主な内容」「バージョン番号」「法管轄（国等）または言語のコード」を含んでいる（URLも同じ）
- 「主な内容」はBY, SA, NC, NDの4種の要素を組み合わせている
- アイコンも「主な内容」の4種に合わせて4種
- 主な内容を箇条書きにした「コモンズ証」ページが入り口
 - 本文を読まなくても、概要がわかる仕組みが豊富
 - あるCCライセンスを知っていたら、それとの違いで、別のCCライセンスの内容もだいたいわかる

CCライセンスの本文

- わかりやすい言葉
- 法廷で通用する厳密な用語

- 簡潔で手短
- 具体的で明確な内容

これらはどちらも重要だが、両立が根本的に難しい

CCライセンスの本文

- ライセンスのバリエーションがある
- 本文のバリエーションはそれに対応するところだけに抑制

→ひとつのCCライセンスを読んだことがあれば、別の種類のCCライセンスを読んでも、内容の把握が速い

※複数資源を組み合わせて利用する人・組織にとっても、まだましな状況を作り出せる。

※ライセンスが同一であれば、問題は解消される

CCライセンスをとりまく制度・環境

- FAQ作成、お問い合わせ対応などの提供
- ライセンスの内容や表現方法などについて国際的な議論＞改訂
(法律家、許諾者・利用者、技術者等の参加) *
- 国際的な普及
(特にオープンデータ領域では、デファクトスタンダードに)
- 日本語を解さない利用者にも、CCライセンス4.0系であれば、様々な翻訳版が存在する

*ライセンスの初期バージョンにはかなりバグが含まれやすい。
技術や社会の状況も変化する

本日の構成

1. オープン化の重要性
2. CCライセンス
(デザイン上学べる点、優位性)
- 3. 拡大適用問題**
(PDの扱い)
4. 権利問題

アーカイブ資料がパブリックドメイン

- アーカイブの構築・運営主体は権利者ではない
- CCライセンスがついている
 - ライセンスを提供する主体（著作権者）にもあたらない
 - ライセンスを無視しても、「著作権侵害」にならない

PD資料とクレジット表記

- 「お願い」することまでは妨げられていない
 - 例：data.go.jpの利用規約での「お願い」
 - `<http://www.data.go.jp/terms-of-use/terms-of-use/>`
- アーカイブ界に広く存在する要望であれば、共通のマークと説明文を開発するのが有効か。
 - 一目見てわかる、「クレジット表記の対象や例」もわかりやすく書いておく

「お願い」について

- 利用例を捕捉したいから届け出義務を課す、という案がオープンデータでも出ることがある
 - このような制約を課すと国際的な基準に照らすと「オープン」データとは呼べないものになる点が難
- 「お願い」することは問題ない。
- オープンデータポータル類には活用事例のセクションが設けられているものが多い
 - 事例は報告を呼びかけているもの。義務付けているわけではない。
 - クレジット表記同様、「提供組織のモチベーション増加」につながるならありか。

PD資料とクレジット表記

クレジット表記は「法的権利」より「慣行」として広めるべきでは？

- 例：学術文献でのcitation は著作権法に根拠がない
 - アイディアの借用に際してのcitation
 - 事実についての知見の活用の際してのcitation
 - 氏名表示などが義務となる著作権法上の「引用」 quotation も同様に扱っている
- 従わなければ剽窃とみなされることもあるが、著作権侵害にはならないことも
- PD資料（著作権法上自由に使える）であっても、citation なき転載は慣行に反する。

利用規約による制約

- 利用規約による制約をかけることは可能だろう
 - 著作権者と著作物の利用者の関係ではなく、
 - ウェブサイトの提供者と利用者の関係
 - ここでクレジット表記を義務付けることも考えられる
 - データが流通し、ウェブサイトを利用せずにデータを手に入る人には、規約の効果は及ばない
- そもそもライセンスと利用規約の両方を守る必要がある、ということが利用者の想像を超えることもあるかも。

クレジット表記の累積問題

- 著作者が100人以上いる学術論文
- 数百人が編集しているウィキペディアの記事
- 膨大なデータを組み合わせてビジュアル化したインタラクティブ作品
- ...

「クレジット表記の義務」というシンプルな条件も実務上困難になる事例は見えている

スマホやTwitterなど、手軽・少量の情報チャンネル、音声デバイスやウェアラブルなどはより大きな困難をもたらさうる

→ 「表示」形式を柔軟にすることが重要
(CCライセンスではかなりの程度対応済)

本日の構成

1. オープン化の重要性
2. CCライセンス
(デザイン上学べる点、優位性)
3. 拡大適用問題
(PDの扱い、利用規約の扱い)

4. 権利問題

利用者は著作権の詳細は知らない

- 肖像権は著作権とは別
- 複数の権利者が存在し、ライセンスは一部の権利者にのみ採用されている
 - (※CCライセンスの使い方としては推奨されていません)

→わかりにくい、通じにくい

- 全権利について、同一の条件で提供できるなら、それがよい
- できないものは、箇所等を特定、明示するのが望ましい

本資料のライセンス

・この資料はCC BY 4.0 国際 (creativecommons.org/licenses/by/4.0/)で提供されています。

・著作者名：渡辺智暁

なお、著作権表示、無保証を参照する表示はありません。

「本パブリック・ライセンスを参照する表示」にあたるのは上の一文だけです。

そこで、この資料を利用して別の資料を作成した場合などには、たとえば、以下のような表示をすればよいことになります。（それに加えて、合理的に実施可能な場合にはこの資料のURLを記載します。）

「この資料の一部は、渡辺智暁による資料を改変の上利用しています。
利用した資料のライセンスを参照する表示：『この資料はCC BY 4.0 国際
(creativecommons.org/licenses/by/4.0/)で提供されています。』